

子 高 第 5 1 号
令和4年4月15日

高齢者施設 施設長 殿
介護保険サービス事業所管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症にかかる感染防止対策の徹底について(再依頼)

平素より本県の高齢者福祉行政の推進について、御協力頂き感謝申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症が再び急拡大しており、入院者については高齢者を中心に増加しております。

これらの状況等を踏まえ、昨日、沖縄県対処方針を変更し「感染拡大を抑制し社会経済活動を継続するための対策期間（令和4年4月15日～4月28日）」が決定されましたので、お知らせいたします。

感染防止対策の徹底については、令和4年2月18日付け子高第1544号「新型コロナウイルス感染症にかかる感染防止対策の徹底について」により御協力をお願いしたところですが、下記に示した感染防止対策の再確認と取り組みの徹底に御協力下さるよう、あらためてお願いいたします。

なお、現在の感染状況を鑑み、高齢者施設利用者への感染を防ぐため、面会者の体調等を考慮するとともに、オンラインによる面会の実施も含めて検討願います。

特に、ワクチンの追加（3回目）接種については、感染予防効果や重症化予防効果を高めることが報告されておりますので、希望者への追加接種が完了していない施設におかれましては、速やかに完了するよう御協力をお願いいたします。

（追加接種終了施設の割合は、全国平均95%のところ沖縄県は86%となっております。）

記

1. サービス提供に係る感染対策の徹底

高齢者への感染を防ぐため、地域の流行状況や高齢者施設等の特性に応じて、以下の感染対策を再確認し、更なる感染対策の徹底をお願いします。

(1) 基本的な感染症対策の徹底

（マスクの常時着用、手指消毒、常時換気等の徹底など）

(2) 食事の場面における感染対策

(分散した座席配置、席の間をあける、対面を避ける、時間をずらすなどの工夫)

(3) 地域の流行状況や施設の特徴に合わせた対策の徹底

(オンラインによる面会の実施も含めた対応の検討、レクリエーション時のマスク着用、送迎時の車内の窓開け、通所施設では導線の分離など)

(4) 発熱や風邪症状がある職員の出勤自粛の徹底

2. 家族等の交流の機会に配慮した面会への対応

各高齢者施設等におかれましては、家族等との交流の機会に配慮いただくとともに、地域における発生状況を踏まえ、面会に関する通知や面会方法の事例等を参考に、入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮して、管理者が、面会の実施方法（面会時間や回数、場所（オンラインやガラス越しの面会など）を含む）を判断してください。

■ 添付資料

- ・令和4年4月15日適用 沖縄県対処方針（「福祉施設への要請」部分を抜粋）
- ・令和4年3月15日付け厚生労働省事務連絡「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）進捗状況の実態再調査の結果について」

沖縄県高齢者福祉介護課
介護指導班、施設福祉班
電話：098-866-2214